

監査人の心証形成と保証水準  
—裁判官による事実認定と証明度概念と比較して—

松尾 慎太郎

東北公益文科大学総合研究論集第33号 抜刷

2017年12月20日発行

# 監査人の心証形成と保証水準 —裁判官による事実認定と証明度概念と比較して—

松尾 慎太郎

## I. はじめに

2017年4月11日、株式会社東芝の第178期第3四半期報告書について、2度の提出期限延長が行われたにもかかわらず、当該四半期報告書に含まれる四半期連結財務諸表に対して、PwCあらた有限責任監査法人から結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書が提出された。そして、本決算においても、第178期有価証券報告書について提出期限を延長した後、2017年8月10日に除外事項を付した限定付適正意見が表明された。今回の東芝の事例に関する監査理論上の検討課題として、監査人が意見（結論）表明を行うためにはどの程度の心証が形成される必要があるのかという点があげられる。このような監査人の心証の程度についての研究は、監査意見の保証水準という考え方のもとで行われる必要があるように思われるという指摘がなされている<sup>1</sup>。しかしながら、統計的仮説検定における二種類のリスクの概念に照らしながら、監査リスクと保証水準の関係について考察を行った林（2013）では、従来の監査リスクの補数としての保証水準の認識について、無限定適正意見の保証水準と限定付適正意見または不適正意見の保証水準が異なることとなり、監査リスクと保証水準の関係に関する説明を見直すことが必要となるという指摘がなされている。このような点からも、保証水準という概念が解明されているとは言い難い。監査理論上、保証水準という概念はどのように位置付けられ、監査人の意見表明をどのように説明するものなのであろうか。

このような問題意識のもと、本稿では、保証水準概念を明らかにすることを目的とし、監査のプロセスがしばしば裁判のプロセスと比較されてきた<sup>2</sup>こと

<sup>1</sup> 鳥羽(1983)、326頁。

<sup>2</sup> 例えば、鳥羽(1983)では、命題の決定という立証作用の特質および心証の程度について裁判との比

から、裁判官が事実認定の際に考慮する証明度概念についての議論の援用可能性を検討する。

本稿の構成としては、Ⅱにおいて、証明度概念と保証水準概念を比較する議論の前提として、民事訴訟での裁判官による事実認定における立証プロセスと監査人による財務諸表監査における立証プロセスについて比較検討し、両者の相違点を明らかにする。

Ⅲにおいて、事実認定における証明度概念の議論と財務諸表監査における保証水準概念の議論を整理し、証明度概念についての議論を保証水準へ援用することの可能性について検討を行う。

Ⅳでは、本稿の要約と課題、今後の展望について述べる。

## II. 事実認定と財務諸表監査

### 1. 裁判官による事実認定<sup>3</sup>

まず、民事訴訟における事実認定とはどのような行為かを確認するため、民事訴訟での裁判官の判断のプロセスについて概観する。当事者の主張から判決言渡しまでの流れは、以下の通りである。

第1に、原告・被告双方の当事者の主張と反論を読み解くことにより、紛争の全体像を把握<sup>4</sup>するとともに、両者の攻撃防御の構造を要件事実的思考<sup>5</sup>にもとづいて認識する。

第2に、裁判官は、争点整理を行う。つまり、規範適用において意味のある事実についての主張の不一致である争点を明確にし、それを立証命題の形で、

---

較で検討している。裁判との比較による検討ではないが、内藤(1995)では、民事訴訟法においてベイズの定理を応用して裁判官の心証形成を分析した太田(1982)を参照した検討がなされている。また、財務諸表監査における事実認定は訴訟法にいう厳密な事実認定ではないとすうえて、不正や誤謬の存在・不存在の判断を事実認定に依るものとし、信念関数による事実認定モデルについて検討したものとして、瀧(1999)がある。

<sup>3</sup> 本節での説明の多くは、加藤(2014)にもとづくものである。

<sup>4</sup> 加藤(2014)では、「紛争の全体像の把握とは、社会的文脈のなかで、そのケースがいかなる背景をもっており、実質的にどのような利害が対立しているか、規範およびその基礎となる価値判断の対立はどのようなものかを理解することである。」と説明されている。

<sup>5</sup> 加藤(2014)では、「要件事実的思考とは、原告が請求権を発生させるに足る要件事実を過不足なく主張しているか、被告がその請求を認諾せず、事実を争う場合に、積極否認をしているか、抗弁を主張する場合に、抗弁を構成する要件事実を過不足なく主張しているか、などを吟味する思考枠組みである。」と説明されている。

自ら認識するとともに、当事者にも了解させる。

第3に、裁判官は、争点に照準を合わせて、証拠調べを実施し、その結果を検討して得られた認識と事実の存否を決する基準である証明度とを対比して、心証形成を行う。

第4に、裁判官は、認定した事実法規に適用する。

第5に、裁判官は、認定した事実法規に適用した結果として導かれた判断を法の趣旨にかなうか、当事者の公平に合致するか等の観点から具体的妥当性を再考する。

第6に、裁判官は、その心証を言語化し、文章として記述する。

第7に、裁判官は、判決の言渡しを行うことで、当該ケースについての結論を提示し、具体的規範を対外的に宣言する。

以上のプロセスにおける第3のステップが事実認定と呼ばれ、第1のステップと第2のステップを前提にしていることに留意すべきとされている<sup>6</sup>。

事実認定がどのような行為か明らかになったところで、民事訴訟において認定すべき事実とは一体何なのかについて見ていくことにする。事実認定において、認定すべき事実とは、当事者間に争いがあり、規範適用に意味のある主要事実（要件事実を具体化した事実、請求を理由づける事実）であり、主要事実を認定するための資料として、間接事実、補助事実、事情も一定の意義を有している。以下では、「財産権移転の約束」と「代金支払いの約束」を要件事実とする売買契約に基づく代金支払い請求を例に、それぞれの意味を確認する。

主要事実とは、要件事実該当する具体的事実のことである。例えば、「平成〇年〇月〇日、原告と被告との間で、絵画を目的物として売買契約の申込と承諾があった」という事実のことである。

間接事実とは、主要事実の存在を推認させるような事実のことである。例えば、被告が主要事実を争った場合に原告が主張することになる「買主の売買に

<sup>6</sup> 加藤(2014)、20頁。なお、太田(2000)では、第1のステップから第3のステップまでを原告・被告の両当事者が主張し対立し合う紛争事実関係に対して、両当事者の提出する証拠に照らして、いずれの事実主張の方が真実であるかを確定する事実認定の過程とし、第4のステップから第7のステップを確定した事実法規に適用して判決内容を形成する法適用過程(法判断過程)であると整理している。また、田村(2009)では、「①証拠によって一定の事実を認定する場合の当事者による証明過程および②裁判官などの判断者による推理作用を合わせた手続過程のことである」と事実認定を定義している。

いたる動機、売買を締結する合理性・必然性をうかがわせる事由、目的物引渡しのための段取り」などである。

補助事実とは、証拠の証拠能力および証拠価値に関する事実であり、広義の間接事実に含まれる。例えば、「契約成立に立ち会ったと証言する証人が原告と縁戚であること、契約書の印章が被告人本人のものではないこと」などである。

事情とは、事件の由来・経過・来歴などの事件をより理解しやすくするための背景となる事実である。例えば、「原告・被告が過去に複数回売買を行っており、従来は債務の履行が円滑にされてきたが、被告の資金繰りの急な悪化により本件売買契約の成立を争っていること」などである。

以上のように、認定すべき事実と関連する事実の関係を整理したうえで、事実認定について基本的な型をまとめると以下ようになる。

第1に、主要事実の存否を証明する直接証拠が存在し、それが証拠価値を有すると考えられ、格別の反証がなければ、その証拠から導かれる立証命題である主要事実は認定されるという直接認定型である。

第2に、直接証拠があったとしても、それ自体証拠価値が乏しいものであったり、反証が奏功すれば、直接証拠から導かれる立証命題である主要事実は認定されないという直接認定の反証型である。

第3に、直接証拠がないが、間接事実が存在し、それが経験則にもとづき立証命題の存在を推認することができるものであれば、当該立証命題である主要事実は認定されるという間接推認型である。

第4に、間接事実が存在しても、それと両立する別の間接事実が認められ、経験則にもとづき立証命題の存在の推認が妨げられる場合は、立証命題である主要事実は認定されないという間接推認の反証型である。

そして、主要事実を認定するためには、間接事実を小前提として、経験則を大前提とする三段論法にもとづき、事実判断をしなければならず、この小前提となる間接事実の認定も別の間接事実を小前提とし、経験則を大前提とした経験則三段論法により、事実判断をすることになるというのが通説的な立場である。つまり、経験則を「 $\alpha$ ならば $\beta$ 」とし、 $\alpha$ に該当する具体的事実や証拠を小前提 $a$ とし、 $\beta$ に該当する具体的事実を立証命題である事実を $b$ とするとき、

以下のような推論が行われるとされる<sup>7</sup>。

[経験則]	$\alpha \Rightarrow \beta$	
[小前提]	$a$	$[\alpha \supset a]$
<hr/>		
[結論]	$b$	$[\beta \supset b]$

また、経験則が確率的である場合には、以下のように修正されるとされる<sup>8</sup>。

[経験則]	$\alpha \Rightarrow \beta$	[確率 $p\%$ ]
[小前提]	$a$	$[\alpha \supset a]$
<hr/>		
[結論]	$p\%$ の確率で $b$ は真	$[\beta \supset b]$

このような事実認定のプロセスは、自由心証主義にもとづいている。すなわち、証拠価値の有無および強弱の判断、間接事実から直接事実を推認する経験則および推認を阻害する経験則の取捨選択は、裁判官の判断に委ねられている。しかし、恣意的な判断が許されるわけではなく、自由心証主義の内在的制約として、合理的かつ論理的な推論が要請され、論理法則および経験則に従わなければならない。このことにより、事実認定が客観的・合理的で追証可能なものになり、事実認定に対する当事者の納得形成が期待されることになるとされている<sup>9</sup>。

以上から、裁判官による事実認定における立証プロセスとは、争点として認識された要証事実を立証命題として認識し、証拠を適切に評価し、弁論の全趣旨をも加味して、論理的かつ経験則適合的に形成された心証をもって、要証事実の存否を確定する行為と整理が出来る。

<sup>7</sup> 太田(2000)、66-67頁。

<sup>8</sup> 太田(2000)、67頁。なお、太田(2000)では、この経験則三段論法をバイズ意思決定論の立場から、事前心証度と経験則データをワンセット化して経験則を構成し、事前心証度の値に関わらずに事後心証度が決定されるかのように表現されている点で不正確であるとしている。

<sup>9</sup> 加藤(2014)、31-32頁。

## 2. 監査人による財務諸表監査

それでは、監査人による財務諸表監査とはどのような行為なのであろうか。財務諸表監査は、情報利用者と情報提供者との間には財務諸表の信頼性に関する情報をめぐって格差（情報の非対称性）が存在しており、この格差によって生じる潜在的な利害の対立関係に、独立の第三者が関与し、情報の信頼性を保証することによって、当該潜在的な利害の対立を緩和することを目的として要請されたものである。そして、財務諸表監査とは、「経営者が作成した財務諸表（会計的言明）に含まれるアサーションと一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（確立された規準）との合致の程度を確かめるために、職業会計士が、これらのアサーションに関する証拠を客観的に入手・評価し、その結果を監査人の結論として関係者に伝達するプロセスである」<sup>10</sup>と定義されている。以下では、事実認定プロセスとの比較のため、財務諸表監査における立証命題の設定と立証の方法について確認する。

まず、立証命題の設定についてであるが、利害の対立を緩和するために要請された財務諸表監査において、監査人の役割として期待されていることは、財務諸表の適正表示についての意見表明を行い、財務諸表の信頼性を保証することである。監査人と被監査会社の経営者との間で監査契約が締結され、経営者と監査人は財務諸表の適正表示という目的を共有していることから、「財務諸表は会社の財政状態、経営成績、およびキャッシュ・フローの状況を適正に表示している」を究極的立証命題（基本命題）として、監査人は設定する。しかし、この究極的立証命題は一般命題として特徴づけられ、直接立証することは出来ない。そこで、監査人は究極的立証命題を財務諸表の各項目レベルのアサーションの集合に置き換え（翻訳し）、さらにそれを会計上の意味が具体的に特定されるように個別的なアサーションに細分化する<sup>11</sup>。このように、財務諸表監査における監査人はこれらのアサーションの集合から重要なアサーションを選択し、それについて監査証拠を入手・評価し、個別信念を形成・蓄積し、最終的には財務諸表の適正表示にかかる立証命題について総合信念を形成する

---

<sup>10</sup> 鳥羽ほか(2015)、18頁。

<sup>11</sup> 鳥羽ほか(2015)、191頁。

という間接的推論による立証を試みている<sup>12</sup>といえる。

この間接的推論による立証の方法は、三段論法を用いた基本形として、以下のように説明される<sup>13</sup>。

- 大前提：基準、経験則、理論的仮定  
小前提：監査情報（事前情報、新情報）  
(r) 結論：主張される判断  
(ただし、下線は推論過程、rは推論方法の適格性、すなわち、達成された心証水準をそれぞれ表す。)

このような監査の判断形成には帰納的推理が用いられていることから、監査判断の特質として、多数の個別判断の統合によって全体判断としての監査判断が最終的に導出されるものであり、推論の前提となった個別判断の真実性から、結論としての全体判断の真実性についての相対的な確信（確からしさ）を推論しうるにすぎないという点が指摘されている<sup>14</sup>。

以上から、監査人による財務諸表監査における立証プロセスとは、財務諸表の適正表示を立証命題として認識し、証拠を客観的に入手・評価し、経験則かつ理論的仮定にもとづき形成された総合信念をもって、命題の相対的な確からしさを推論する行為と整理が出来る。

### 3. 事実認定と財務諸表監査の相違点

これまでの議論から事実認定と財務諸表監査の相違点についての整理を行う。

まず、立証命題の設定という点について検討する。事実認定では、当事者の利害対立を紛争の全体像の把握として行い、争点整理として、事実についての主張の不一致である争点を明確にし、それを立証命題の形で、自ら認識する。このプロセスを財務諸表監査に当てはめれば、経営者と投資者の間に財務諸表の適正表示をめぐる潜在的な利害の対立が存在しており、当該利害の対立にも

<sup>12</sup> 鳥羽ほか(2015)、191頁。

<sup>13</sup> 内藤(1995)、65頁。

<sup>14</sup> 内藤(1995)、65頁。

とづき、財務諸表の適正表示を主要事実として捉え、立証命題を設定することになる<sup>15</sup>。そして、この命題を直接立証する直接証拠がないため、事実認定における間接事実として個別のアサーションを認識し、間接的推論により立証を行っていることとなる。このように考えれば、事実認定と財務諸表監査の比較検討は、一応の意義を有しており、財務諸表監査に従事する監査人は、事実認定を行う裁判官と同様の立場になりうることを示唆していると考えられる。

しかし、事実認定と財務諸表監査で決定的に異なる点として、間接事実および個別アサーションの認識あるいは設定があげられる。事実認定における間接事実の認識は、両当事者が主要事実に対して肯定的な間接事実と否定的な間接事実を主張し合い、立証—反証—再反証といった弁論主義のもと行われる。しかし、財務諸表監査では、このような過程は見られない。つまり、潜在的な利害関係を有する当事者である投資者が経営者の主張に対して否定する主張を行えず、また、反証的な証拠を提示できない点である。

この点に関して、近時の懐疑心の議論との関連での整理が有効に思う。「監査には、相互に対立する弁護士と検事の行動・態度あるいは接近方法に匹敵するようなものは何もない。被監査会社は自己の財務諸表について『申し立て』をしようとしているのではなく、監査人もそれを反証しようとしているのではない。財務諸表監査において被監査会社と監査人は同一の結果、すなわち、被監査会社の財政状態および経営成績の適正表示に関心をもっている。』<sup>16</sup>という指摘がなされたとおり、監査契約の締結が財務諸表作成者である経営者と行われている現状では、監査人は経営者の代理人として財務諸表の適正表示を肯定的に立証することに資源を投入することになる。すなわち、間接事実としての個別のアサーションは、主要事実である財務諸表の適正表示命題について肯定的なものとして認識される。事実認定と現行の財務諸表監査について整理すると表1のようになる。

---

<sup>15</sup> 当該命題の設定は、財務諸表監査が制度的に拘束を受けているものとも考えられる。

<sup>16</sup> Mautz(1958), p.41.

表1 事実認定と財務諸表監査の比較

	事実認定	財務諸表監査
立証命題の設定	当事者間の利害対立にもとづき、争点整理で導出。	利害対立緩和のために認識。(制度的に拘束)
立証の方法	両当事者から肯定的な間接事実と否定的な間接事実が提示され、弁論主義のもと、両当事者により、立証—反証—再反証というプロセスを経る。	経営者の主張に対して、肯定的な個別のアサーションを認識し、監査人自ら証拠を収集・評価する。

しかし、近時の懐疑心の議論では、中立的懐疑心と推定的懐疑心という考え方が示されている。推定的懐疑心とは、財務諸表に重要な虚偽表示があるのではないかと疑ってかかることを強調する立場のことをいう<sup>17</sup>。この立場は、利害関係者である投資者の代理人として、経営者の主張を積極的に反証していく視点を強調するものである<sup>18</sup>。

一方で、中立的懐疑心として説明される、財務諸表に重要な虚偽表示が含まれている、反対に、含まれていないとのいずれの認識を事前にもつべきではないこと—財務諸表の虚偽表示について予断を持つべきではないこと—という立場<sup>19</sup>は、民事訴訟における裁判官と同様の立場に相当すると考えられる。この立場に立てば、財務諸表の適正表示という立証命題に関して、両当事者の提出する証拠に照らして、いずれの事実主張の方が真実であるかを確定するものとして財務諸表監査を捉えるべきである。すなわち、確証的な証拠と反証的な証拠の両方を収集・評価し、立証—反証—再反証という過程を経て、結果として形成された心証にもとづいて意見を表明するということである。この過程を実現するためには、監査チーム内に、財務諸表の適正表示に対して肯定的な

<sup>17</sup> 鳥羽(2017)、76頁。

<sup>18</sup> 推定的懐疑心が、監査人を確証傾向から解放することを目的とした議論であるのならば、経営者と監査契約を締結するという財務諸表監査の前提を大きく揺るがすものとして検討する必要があるように思われる。

<sup>19</sup> 鳥羽(2017)、74頁。

命題を設定したうえで確証的な証拠の収集を行うグループと、否定的な命題を設定<sup>20</sup>したうえで反証的な証拠の収集を行うグループを備え、監査報告書の署名人が両者から提出された証拠にもとづいて意見を表明するというプロセスをとることで、擬制的にはあるが事実認定の構造をなしえろと考える。

中立的懐疑心という立場から財務諸表監査を構想すると、監査人は事実認定における裁判官と同様の立場になりうるとの認識のもと、次節では、保証水準概念について、事実認定の際に検討される証明度概念と比較を行いながら、その意義を明らかにしていく。

### III. 証明度と保証水準

#### 1. 事実認定における証明度

本節では、事実認定における証明度と関連概念について、民事訴訟の証明過程にあわせて整理を行う<sup>21</sup>。

新堂（2011）では、民事訴訟における証明を、「裁判の基礎として認定すべき事実について、それが存在したことの確からしさ（蓋然性）が、証拠や経験則などによって裏付けられた状態をいう。」と定義している。そして、訴訟上の証明過程を解明するためには、証明主題の蓋然性、審理結果の確実性、裁判官の心証形成という3つの視点が重要であるとされている。

まず、証明主題の蓋然性について整理する。ある証明主題たる事実自体の存否についての確からしさ（蓋然性）の程度を証明度とし、証明があったと判断するのは個々の裁判官であることから、各裁判官が証明ありと判断<sup>22</sup>する証明度を証明点としている<sup>23</sup>。加藤（2014）では、証明度を「事実に関する争点について、どの程度の証明があれば、裁判官が一定の事実があったという心証を形成して事実認定をしてよいかを決する基準」と定義している。また、太田

<sup>20</sup> 福川(2012)において、監査要点設定のあり方についてネガティブな監査要点を提示された監査人は、ポジティブな監査要点を提示された監査人よりも、当該監査要点についてのリスクを高く評価することが明らかとされている。このような監査要点の設定はリスク評価のみならず証拠の収集段階においても影響を及ぼすものであり、否定的な証拠を収集する傾向が強まるという点でも有効と思われる。

<sup>21</sup> 本節の説明の多くは、新堂(2011)にもとづくものである。

<sup>22</sup> 証明があったと判断するためには、どの程度の証明度を要求すべきかが問題となる。要求される証明度については、「高度の蓋然性説」と「証拠の優越性(優越的蓋然性説)」が存在する。

<sup>23</sup> 新堂(2011)、568-570頁。

(2000)では、証明度を「証明主題たる事実命題の真偽の決定の心証度分岐点である」と定義されている。

次に、審理結果の確実性について整理する。当事者双方の立証活動が積み重ねられていくと、それまでの審理結果が新たな証拠によって覆されるリスクは次第に少なくなる。このことから、「十分に証拠調べ・事実審理を尽くした度合であり、新たな証拠で証明主題の蓋然性が変動する事のない程度」<sup>24</sup>として、解明度という概念が定性的に定義されている。もうこれ以上、審理結果は動かないという状態またはそれに近い状態まで解明度が高まれば、事実認定のレベルにおいては、「裁判をするのに熟した」ことになる。すなわち、解明度の高まりは、事件全体の事実についての証明達成度を認知させ、裁判官に対し、事件全体についての心証形成を促すことになる<sup>25</sup>とされている。

以上のように、証明主題の蓋然性と審理結果の確実性を整理したうえで、裁判官の心証形成について検討する。裁判が進行するにつれ、証明度が高くなるとともに、解明度も高まり、事件全体の事実についての証明達成度も高くなり、裁判官の心証も次第に固まっていく。やがて、裁判官として、自信・確信を持ってあるいは納得して事件全体の事実の存否についての認定が出来るような心証が形成されたことを認知する。この裁判官による心証形成は、当該事件において達成された証明度と解明度についての総合的判断として行われることになるとされる<sup>26</sup>。このような心証形成過程について、太田(1982)では、証明度と解明度を区別する意義も含め、次のような例を用いて説明を行っている。(a)原告XはA市で赤いバスに追突されてけがをした。(b)事故当時A市内のバスは数社が運行していたが、赤いバスのうちの90%は被告Y社の所有であった。この事実のみが主張立証された段階(この段階を $t_1$ とする)において、Xを加害した赤いバスがY社所有のものである蓋然性は90%であるが、裁判官としては事実認定を行う確信は得ないと判断する。裁判官は、①目撃者、②Y社のバスの修理についての調査、③事故当日のY社等のダイヤグラム、④その他予想される証拠の有無や証拠調べ等を尽くすまでは確信することはなく、事実

---

<sup>24</sup> 太田(1982)、109頁。

<sup>25</sup> 新堂(2011)、574頁。

<sup>26</sup> 新堂(2011)、575頁。

表2 民事の証明をめぐる概念の整理

	審理の途中過程 (証拠提出の場面)	審理の最終段階 (説得の場面)
根拠条文	「裁判をするのに熟した」か否かの判断 (243条1項)	「事実についての主張を真実と認める」か否かの判断 (247条)
証拠の総合力 (客観面)	「解明度」(争点真実の証拠の質・量の充実度。)	「証明度」(証拠評価に必要な証拠の総合力の程度。経験則も含む。)
裁判官の内心 (主観面)	「心解度」(解明度が高まったことに対する確信の程度。)	「心証度」(事実の蓋然性が優越したことに対する確信の程度。)

出所：田村(2009)表をもとに作成

認定も行わないだろう。そして、①～④の主張立証が尽くされた段階（この段階を $t_2$ とする）において、Xを加害した赤いバスがY社所有のものである蓋然性が90%であったとする。この段階では、証拠調べが終わっているため、裁判官は事実認定を行うものと考えられる。 $t_1$ と $t_2$ を比べると、双方とも証明主題の蓋然性の点では90%で同じであるのに対して、審理結果の確実性の点では、 $t_1$ よりも $t_2$ のほうが高く、事実認定が行えるのは、 $t_2$ の場合となる。

以上のような証明過程を客観的に解明するという観点から、田村（2009）では、事実の証明に関する概念を「解明度」「心解度」「証明度」「心証度」という4つに細分化し、表2のように整理している。

そして、このような概念整理をもとに、審理過程を次のように整理している。第1に、審理の過程を通じて法廷に提出される証拠の客観的な質・量がともに高まることにより事案の「解明度」が高まり、一定程度でそろった状態になると、裁判をするのに熟したことになり、最終的な事実の存否の判断に踏み込めることになる。この解明度が十分か否かを判断したことについての確信の程度（主観的評価）を「心解度」としている。その上で第2に、裁判官は、自由心

証主義のもと、両当事者の提出した証拠について総合的評価を行い、当事者間の公平の見地から証拠の優越性原則にもとづき、証拠の相対的総合量が優越する側の主張する事実、すなわち、「証明度」の高い側の主張する事実を認めることになる。そして、この優越性の判断についての確信の程度（主観的評価）を「心証度」としている<sup>27</sup>。

## 2. 財務諸表監査における保証水準

財務諸表監査における保証水準概念（the concept of levels of assurance）は、Carmichael（1974）によって提唱されたものである。Carmichaelは、この保証水準概念は、保証の差控えから伝統的な財務諸表監査における意見表明にみられる最高水準の保証に至る保証形態までを予定しており、この概念を展開することは、利用者に未監査財務諸表に不当な信頼を置かせることなく、より信頼しうる財務情報の要求を満たす実践的な方法である<sup>28</sup>としている。

このような考え方は、基本的には、『基礎的監査概念』（A Statement of Basic Auditing Concepts:以下、ASOBACとする）に端を発するものと考えられる。ASOBACでは、「信念にはさまざまな確信の程度（degrees of conviction）があることは一般に認識されている。」<sup>29</sup>としており、確信の程度という語を用いて、水準の存在を認識している。そして、「理想的には、探求者は、判断の対象たる命題についてその信憑度（degrees of credibility）を明らかにすることなしに、命題に対する信念を表すべきではない。」<sup>30</sup>としており、監査意見の表明の在り方について言及している。ここで注意が必要なのは、この信憑度と確信の程度が必ずしも同義ではないということである。確信の程度は信念に対するものであり、信憑度は命題に対するものである。このことは、ASOBACにおける例示でも明らかである。天気予報の例において、「24時間以内に雨の降る確率は20%である」という天気予報官の主張における20%は、24時間以内に雨

<sup>27</sup> なお、田村(2009)では、事実認定をなるべく客観化することを目的としており、主観的側面と客観的側面を分けて概念整理を行うために「心解度」や「心証度」という概念を持ち出しているが、このような主観的な要素を客観的な事実認定の問題には、基本的に関連させるべきではないとしている。

<sup>28</sup> Carmichael(1974), pp.69-70.

<sup>29</sup> AAA(1973), p.25.

<sup>30</sup> AAA(1973), p.25.

が降るのは確かであるという命題に関係づけられるべき信憑度として説明されている<sup>31</sup>。

それでは、今日の監査論の議論において保証水準がどのように認識されているのだろうか。現在の財務諸表監査では、監査意見形成の基本構造として監査リスク・アプローチが採用されており、監査意見の保証水準は財務諸表レベルの監査リスクの補数、すなわち、 $1 - \text{監査リスク} = \text{保証水準}$ という関係が想定されている。統計的仮説検定における二種類のリスクの概念に照らしながら、監査リスクと保証水準の関係について考察を行った林（2013）は、 $1 - \text{監査リスク}$ は検出力に相当するとし、財務諸表に重要な虚偽の表示が存在する場合に適切に意見を限定する確率を意味すると指摘しており、立証命題の蓋然性に関連付けられるものと説明がなされている。

このように、保証水準の概念の生成と展開における議論を概観すると、Carmichaelによって提唱された保証水準概念は、保証の差控えから伝統的な財務諸表監査における意見表明にみられる最高水準の保証に至る保証形態までを予定しておりとあるように、現行の監査報告書に記載される、意見表明のための十分かつ適切な監査証拠を入手できたかどうかに関連する概念であるといえる。しかし、ASOBACは確信の程度の議論の中で、命題についての信憑度という説明をなしており、命題それ自体の蓋然性のことを意図している。そして、ASOBACの考え方は、現行の監査リスク・アプローチにも通じており、監査リスクの補数としての保証水準も命題それ自体の蓋然性に関連づけられるものとして整理できる。この違いを石田（1983）では、財務諸表に対する監査意見の保証程度と混同する概念として、財務諸表の適正性命題それ自体の信頼性があると指摘している。また、山崎（1997）では、監査意見の表明に関して、監査人は、「財務諸表の信頼性の程度」に応じて、無限定適正意見、意見限定付適正意見（監査報告書の意見区分に除外事項が記載される）あるいは不適正意見を表明し、自己の監査意見の「保証」の程度が一定の水準を下回ると考えるときは、監査意見の表明を差控えると整理している。このことから、財務諸表監査における保証水準概念について整理すると、財務諸表が財政状態、経営

---

<sup>31</sup> AAA(1973), p.25.

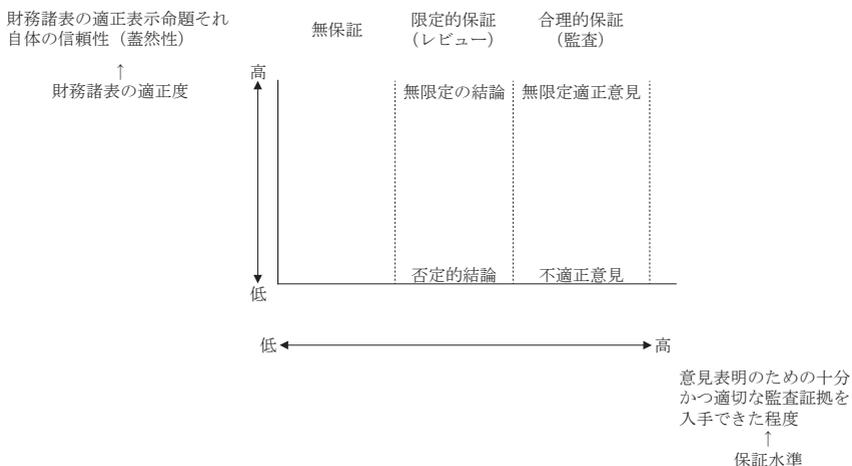


図1 財務諸表の適正度と保証水準の関係

成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているという命題それ自体の信頼性（蓋然性）と、その命題に対する意見表明のための十分かつ適切な監査証拠を入手できた程度という二面性を有していると言える。

本稿では、財務諸表の適正表示命題それ自体の信頼性（蓋然性）を「財務諸表の適正度」とし、意見表明のための十分かつ適切な監査証拠を入手できた程度を「保証水準」とする<sup>32</sup>。両者の関係を示すと図1のようになる。

このように、両者を区分することの意義としては、無限定適正意見の場合のみならず、限定付意見あるいは不適正意見に対しても保証水準概念を適用することが可能になる点が挙げられる<sup>33</sup>。

<sup>32</sup> 内藤(2014)では、業務実施者が結論を表明する根拠として獲得した保証命題の確からしさに対する心証を「確信」とし、開示された財務諸表と監査報告書から、情報利用者が財務諸表を信頼して利用できる心証を「保証」とし、両者を区別して用いている。そして、財務諸表全体としての適正表示の状況(監査人が判断する保証命題の確からしさ)の水準を「適正表示の状況」、監査人の確信(保証命題に対する心証)の水準を「確信度」、開示された財務諸表と監査報告書から、情報利用者が財務諸表を信頼して利用できる保証の水準を「保証水準」としている。

<sup>33</sup> 内藤(2014)では、どのような意見表明または意見不表明であっても確信度(本稿での「保証水準」)が高いため、いずれの場合も財務諸表監査は合理的保証業務と整理できるとしている。そして、説明のために数値表現を用いて、無限定適正意見の場合は、適正表示の状況(本稿での「財務諸表の適正度」)が95%であると、95%以上の確信度をもって監査人は結論を表明しており、不適正意見の場合は、適正表示の状況が70%以下であると、95%以上の確信度をもって監査人は結論を表明しているという説明がなされている。

### 3. 証明度概念の議論からの示唆

これまでの議論から、証明度概念についての議論を保証水準へ援用することの可能性について検討を行う。

事実認定における証明度概念をめぐる議論では、証明主題の蓋然性を意味する「証明度」と審理結果の確実性を意味する「解明度」の2つの概念を設け、裁判官の事実認定における心証形成を客観化しようとしている。この議論に当てはめれば、裁判をするのに熟したかどうかという判断は、監査における意見表明のための十分かつ適切な監査証拠を入手できたかどうかに対応することから、本稿の「保証水準」は「解明度」と類似の概念であると考えられる。そして、事実についての主張を真実と認めるか否かの判断は、十分かつ適切な監査証拠にもとづき意見を限定するかどうかの判断に対応することから、本稿の「財務諸表の適正度」は「証明度」と類似の概念であると考えられる。このような整理にもとづき、監査人の財務諸表監査における心証形成過程を客観化することが必要である。

## IV. おわりに

本稿は、監査理論上、保証水準という概念はどのように位置付けられ、監査人の意見表明をどのように説明するものなのであろうか、という問題意識のもと、保証水準概念を明らかにすることを目的とし、監査のプロセスがしばしば裁判のプロセスと比較されてきたことから、裁判官が事実認定の際に考慮する証明度概念についての議論の援用可能性を検討してきた。

Ⅱでは、監査人に中立的懐疑心を要求すると、争点として認識された要証事実を立証命題として認識し、証拠を適切に評価し、弁論の全趣旨をも加味して、論理的かつ経験則適的に形成された心証をもって、要証事実の存否を確定するという裁判官による事実認定のプロセスと財務諸表監査が近似することを明らかにした。

Ⅲでは、裁判をするのに熟したかどうかという判断は、監査における意見表明のための十分かつ適切な監査証拠を入手できたかどうかに対応することから、本稿の「保証水準」は「解明度」と類似の概念と考えられ、事実についての主張を真実と認めるか否かの判断は、十分かつ適切な監査証拠にもとづき意見を

限定するかどうかの判断に相当することから、本稿の「財務諸表の適正度」は「証明度」と類似の概念と考えられることを明らかにした。

本稿の貢献と示唆として、保証水準を解明度に相当する概念として認識することで、不適正意見や限定付適正意見に関しても適用可能な概念として位置付けたことである。そして、太田（2000）において、解明度の決定については、社会的意思決定の合理性の点から情報価値による費用便益分析を用いることの有用性が指摘されており、高田（1983）において保証水準の決定要因として監査の経済性が指摘されている点とも整合する。このことは、監査人の心理的側面からのみではなく、経済性の側面からも保証水準の検討が必要であることを示唆している。

本稿の課題として、保証水準を数値化することが挙げられる。すなわち、どの程度の保証水準を達成すれば、意見表明を行うことができるのかについての測定である。そのためには、経済的側面からの情報価値による費用便益分析と、心理的側面から信念を測定する尺度の開発を有機的に結合した分析のフレームワークが必要であるが、この点については今後の検討課題としたい。

## 参考文献

- American Accounting Association (AAA) (1973). *A Statement of Basic Auditing Concepts*, AAA. (青木茂男監訳・鳥羽至英訳(1982)『基礎的監査概念』国元書房).
- Carmichael, D. R. (1974). "The assurance function—auditing at the crossroads. *The Journal of Accountancy*, Vol.138, No.3, pp.64-72.
- Mautz, R. K. (1958). "The Nature and Reliability of Audit Evidence. *The Journal of Accountancy*, Vol.105, No.5, pp.40-47.
- 石田三郎(1983).『監査意見形成論』中央経済社。
- 太田勝造(1982).『裁判における証明論の基礎：事実認定と証明責任のベイズ論的再構成』弘文堂。
- 太田勝造(2000).『法律：社会科学の理論とモデル7』東京大学出版会。
- 加藤新太郎(2014).『民事事実認定論』弘文堂。
- 新堂幸司(2011).『新民事訴訟法【第五版】』弘文堂。

- 高田正淳(1983)。「監査制度改善への提案」『企業会計』第35巻第3号、4-13頁。
- 瀧博(1999)。「財務諸表監査における事実認定の構造—信念関数による事実認定モデル—」『会計』第156巻第1号、108-118頁。
- 田村陽子(2009)。「民事訴訟における証明度論再考—客観的な事実認定をめぐって—」『立命館法学』第327・328号、517-549頁。
- 鳥羽至英(1983)、『監査証拠論』国元書房。
- 鳥羽至英(2017)、『財務諸表監査における懷疑』国元書房。
- 鳥羽至英・秋月信二・永見尊・福川裕徳(2015)、『財務諸表監査』国元書房。
- 内藤文雄(1995)、『監査判断形成論』中央経済社。
- 内藤文雄(2014)、『監査・保証業務の総合研究』中央経済社。
- 林隆敏(2013)。「監査リスクと保証水準に関する一考察」『商学論究』第61巻第1号、97-110頁。
- 福川裕徳(2012)、『監査判断の実証分析』国元書房。
- 山崎秀彦(1997)。「監査人による財務諸表の信頼性の程度の保証」『会計』第152巻第5号、81-95頁。